

高所作業車運転技能講習(作業床の高さ10m以上)

福岡労働局登録教習機関

職業訓練法人 豊前地区職業訓練協会 (登録番号: 15号 登録有効期間満了日: 令和11年2月20日)

作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転作業に従事する方は、労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了しなければならないことが義務づけられています。

◆受講区分

区分	所持する免許又は修了証の種類及び経験証明	免除科目
A	<input type="checkbox"/> 移動式クレーン運転士	【学科】 原動機に関する知識 3H 運転に必要な一般的事項に関する知識 2H
	<input type="checkbox"/> 小型移動式クレーン運転技能講習	
B	<input type="checkbox"/> 建設業法施行令第27条の3に既定する建設機械施工技術検定合格 <input type="checkbox"/> 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許等 <input type="checkbox"/> フォークリフト運転技能講習 <input type="checkbox"/> ショベルローダー等運転技能講習 <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 <input type="checkbox"/> 不整地運搬車運転技能講習	【学科】 原動機に関する知識 3H
C	未資格者	

※区分A、Cについては別途一部免除申請書が必要です。

◆講習日程及び受講料

日 時	受講料	合計代
令和7年 5月19日(月)・20日(火)・21日(水)	1日目 8:30~14:40 2日目 8:30~16:50 3日目 8:30~16:50 区分A・B 35,800円	2,130円
令和7年 10月20日(月)・21日(火)・22日(水)	※受講区分により講習時間が異なります 区分C 37,830円	

◆申込方法

申し込みは、電話にて仮受付をいたします。

仮受付ののち受講申込書を受講する2週間前までに提出してください。

受講料等は、受講する1週間前までに納入してください。

※受講申込者少数の場合は、開講できないことがありますので予めご了承ください

※修了証の交付方法について

技能講習修了証は講習修了日の翌日以降(概ね2日後)の発行となります。

- 本人渡しの場合(受講者本人の受領印が必要です)
- 代理人渡しの場合(委任状が必要です)
- 郵送の場合(郵送料として500円が必要です)

問合せ・申込先

〒828-0021

豊前市大字八屋1926番地

豊前地区職業訓練協会

電話 0979-82-1511

FAX 0979-82-1526

<http://www.buzen-vtc.com>

受講料振込先

福岡銀行 豊前支店

普通預金口座 No.1038952

口座名義:豊前地区職業訓練協会

(振込み手数料は、ご負担ください。)